令和８年度第３回「ワンチームとやま」

連携推進本部会議次第

日　時：令和８年 11 月９日（月）
16 時 00 分～17 時 30 分
場　所：富山県民会館８階バンケットホール

１　開　　会

２　知事あいさつ

３　議　　事
（１）令和８年連携推進３項目の中間報告について
（２）小学校給食費の負担軽減及び学校外教育活動を含む教育支援の検討状況
（３）全国での不正アクセス等の事案を踏まえたサイバーセキュリティ対策について
（４）未来へつなぐ行政サービスのあり方検討会について
（５）県、市町村の行政課題等について

４　閉　　会

配付資料
資料１　令和８年連携推進３項目の中間報告について
資料２　小学校給食費の負担軽減及び学校外教育活動を含む教育支援の検討状況
資料３　全国での不正アクセス等の事案を踏まえたサイバーセキュリティ対策について
資料４　未来へつなぐ行政サービスのあり方検討会について

「ワンチームとやま」連携推進本部会議出席者

１．市町村等（１７名）

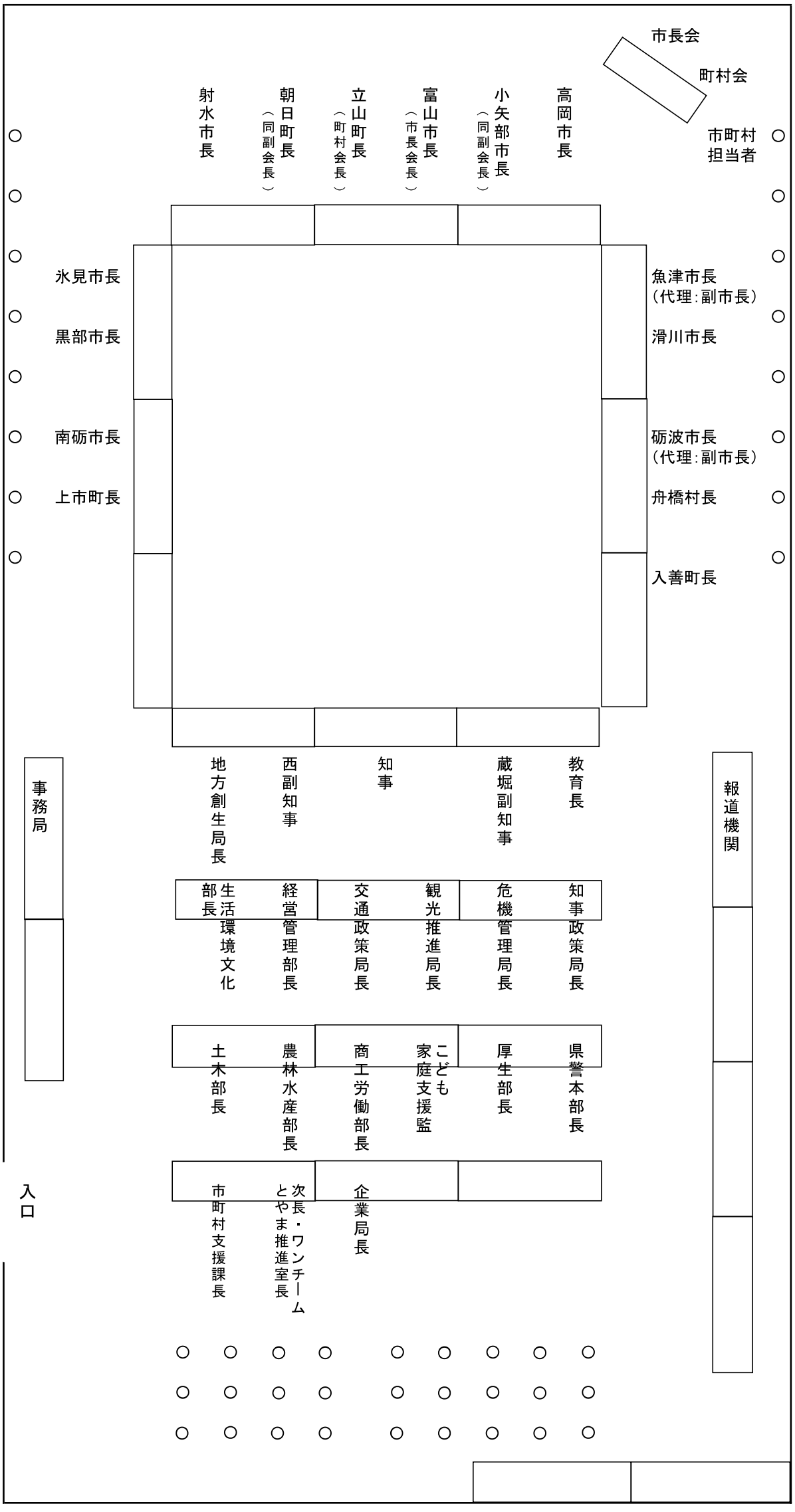
富 山 市 長	藤井　裕久	
高 岡 市 長	出町　譲	
射 水 市 長	夏野　元志	
魚 津 市 長	村椿　晃	代理：石黒雄一副市長
氷 見 市 長	菊地　正寛	
滑 川 市 長	水野　達夫	
黒 部 市 長	上坂　展弘	
砺 波 市 長	夏野　修	代理：島田繁則副市長
小 矢 部 市 長	桜井　森夫	
南 砺 市 長	田中　幹夫	
舟 橋 村 長	渡辺　光	
上 市 町 長	中川　行孝	
立 山 町 長	舟橋　貴之	
入 善 町 長	中瀬　淳哉	
朝 日 町 長	笹原　靖直	
市長会事務局長	砂田　友和	
町村会常務理事	齊木　志郎	

２．県（２０名）

知　　事	新田　八朗
副 知 事	蔵堀　祐一
副 知 事	西　　経子
教育長	廣島　伸一
県警本部長	崎山　慶
知事政策局長	川津　鉄三
危機管理局長	中林　昇
地方創生局長	塗師木　太一
観光推進局長	山下　章子
交通政策局長	田中　達也
経営管理部長	田中　雅敏
生活環境文化部長	杉田　聡
厚生部長	滑川　哲宏
こども家庭支援監	式庄　寿人
商工労働部長	小杉　健
農林水産部長	津田　康志
土木部長	川上　孝裕
企業局長	牧野　裕亮
次長・ワンチームとやま推進室長	板倉　由美子
市町村支援課長	横山　正行

令和8年度第3回「ワンチームとやま」連携推進本部会議　配席図

日時：令和8年11月9日（月）16時～17時30分
場所：富山県民会館8階バンケットホール



連携事項名　鳥獣被害対策

資料1

県担当課：自然保護課

◎ R8年度の取り組み成果（見込み含む）の中間報告と今後の方向性

項目	令和8年度の 取り組み成果等（見込み含む）	現在の進捗	令和9年度（案）	
			取り組み方針	具体的な連携事業
ゾーニング設定	新たなゾーニングの設定 ・　人とクマのすみ分けを強化するため、新たな4区分の広域的なゾーニング案を県で作成（12月末頃） ・　実効性の高い対策となるよう、各市町村や専門家との意見交換も踏まえ、ゾーニングを設定（R9.2月末頃）	概ね順調	・次期クマ管理計画に基づき各ゾーニングに応じた対策を実施する。	・ゾーニングごとの対策を実施（捕獲の強化、緩衝帯整備、電気柵設置、誘引物除去 等） ・今年度設定する広域的ゾーニングに基づき、実態に合わせた集落レベルのゾーニングを市町村が設定（県は技術的支援）
誘引物の除去	クマ出没防止のための誘引物除去 ・　クマの市街地等への出没防止のため、誘引物となる放任果樹の伐採の促進が重要であることを確認 ・　市町村の誘引物の伐採の補助事業の状況等をとりまとめ、誘引物伐採の実情について意見交換	概ね順調	・誘引物となる放任果樹の伐採を進め、市街地等でのクマ出没防止を図る。	・R9年度の秋は、平野部へのクマの大量出没の可能性が懸念されることを広く周知し、県全域での放任果樹伐採を促進（県、市町村）
クマ捕獲等の手当に関するあり方の検討	クマの捕獲報奨金や緊急銃猟に関する手当 ・　捕獲報奨金はR8．4月時点で全市町村で設定（1頭あたり50,000円：12市町村、その他：3市町） ・　緊急銃猟はハンターの物理的負担や心理的負担が大きいことを踏まえ、県から市町村に対し、緊急銃猟への出動に伴う新たな手当の設定など、ハンターへの支援強化等を提案	概ね順調	・市街地等でのクマによる人身被害の防止のため、緊急銃猟における捕獲体制の強化を図る。	・緊急銃猟の実施体制の強化 ①緊急銃猟などクマの捕獲に伴う各市町村の手当の状況共有 ②市町村のニーズも踏まえた、県による緊急銃猟の訓練実施 ③市町村単位での訓練実施 ④県から市町村へ技術的助言
捕獲の担い手の確保・養成	担い手確保のための対策の検討 ・　県から市町村に対し、捕獲体制の現況や、今後必要となる捕獲者数の把握を依頼 ・　新人ハンター養成事業（R8県新規事業）の内容について、県及び各市町村から関係団体等へ周知	概ね順調	・若手狩猟者の育成及び技術継承を推進し、捕獲の担い手確保を図る。	・捕獲従事者に対する実技講習を実施（県） ・各市町村の捕獲体制の現況を県・市町村で共有し、状況に応じた担い手確保対策を引き続き実施（県、市町村）

連携事項名　人口減少対応（移住定住施策、関係人口の拡大・深化）

◎ R8年度の取り組み成果（見込み含む）の中間報告と今後の方向性

県担当課：ワンチームとやま推進室（中山間地域支援・移住促進課）
企画室（成長戦略課）

項目	令和8年度の 取り組み成果等（見込み含む）	現在の進捗	令和9年度（案）	
			取り組み方針	具体的な連携事業
①移住希望者と地域との効果的なﾏｯﾁﾝｸﾞ	**移住者向けオンラインセミナーの開催** これまで6回開催、10市町の魅力を紹介（延べ435名参加、今年度残り4回開催）。12月には13市町が一堂に会し、各市町の魅力を比較検討できるプログラムを実施予定 **富山くらし・しごと支援センターと市町村移住相談窓口との連携**	概ね順調	・移住相談窓口の連携強化	・相談窓口の連携による移住希望者と地域とのマッチング強化 ・ふるさと住民登録制度における担い手活動への接続
②地域おこし協力隊の受入・連携促進	**県内隊員が連携した交流イベント「ちおコレ※」の開催** （※とやま地域おこし協力隊コレクション　マルシェ＆トーク） 県民への協力隊制度の理解促進と隊員間の交流拡大を目的に初開催 （11/29、富山駅南北通路　内容：トークセッション、マルシェ、ワークショップ等）	概ね順調	・県内隊員の連携強化と地域の担い手としての定着促進	・隊員向けサポート事業の実施（継続） ・隊員受入に係るノウハウや取組みの情報共有
③ふるさと住民登録制度を見据えた連携事項の確認	**ふるさと住民登録制度の令和9年度本格実施に向けて** 令和9年度本格実施に向けた意見交換を行うとともに、県の取組みや国の進捗状況について情報共有	概ね順調	・ふるさと住民登録制度を起点に富山への人の流れを構築	・地域住民と関係人口をつなぐ仕掛けづくり ・サポート施策の実施 ・県が中心となった県外向け広報の実施
④関係人口・移住検討者等を呼び込むための事業の実施	**関係人口による地域活性化モデル事業（県事業）** ふるさと住民登録制度実施を見据え、県外在住者が農作業体験や観光コンテンツの開発など、地域課題の解決や地域活性化につながる活動に参加するモデル事業を、希望する市町村と連携し、県内10地域で実施。現地活動を通じて地域と交流 **「地域とつながる」富山暮らし体験事業** 射水市と上市町で実施し、現在69名申込（10/14時点）。参加者の中には既に再訪し、地域との継続的な関係性を構築 **移住支援金制度の拡充を含む支援体制のあり方を検討** ふるさと住民登録制度と連携した独自の移住支援制度の創設の検討	概ね順調	・関係人口を呼び込むモデル事例のさらなる創出 ・実施地域の拡大による受入体制の充実 ・関係人口から移住につなげるための流れの構築	・関係人口による地域活性化モデル事業（継続） ・受入地域間のノウハウ共有 ・中間支援人材の育成・伴走支援 ・現行の移住支援制度を拡充し、「ふるさと住民登録制度」と連動した、関係人口から移住につなげるための支援を実施
⑤地域における受入体制の整備	**関係人口の受入れノウハウや先進事例を学ぶ勉強会の開催** ・自治体、地域団体向けセミナーの開催及び受入マニュアルの作成・共有することでノウハウを共有 **移住者受入モデル地域における取組みの推進** これまでモデル地域として選定した地域の現状や取組みの状況を調査・ヒアリングし、その結果を他地域への支援に活用	概ね順調	・市町村や地域団体が自立的にプロジェクトを実施できる仕組みを作る ・優良事例を他地域へ展開	・関係人口の受入れノウハウ共有（継続） ・これから取り組む地域と先行地域との連携機会の創出
⑥情報発信の促進	**移住フェア等における情報発信** 県主催フェア、全国フェア等における県・市町村が連携した富山暮らしの魅力の発信（東京7回、大阪4回、名古屋1回、R8.10現在延べ来場者数791 組1,019名（市町村ブース含む）） **県地域おこし協力隊員によるSNSを通じた地方移住の情報発信** 都道府県が運営する移住系アカウントでフォロワー数1位獲得（9/7時点10,726人）	概ね順調	・県・市町村が連携した効果的な情報発信の継続	・都市圏における移住フェア等の開催（継続） ・潜在的な移住検討者のニーズ把握・掘り起こしとそれらに対応する県・市町村の移住施策との連携

連携事項名　災害対応・危機管理体制の連携・強化

県担当課：防災課

◎ R8年度の取り組み成果（見込み含む）の中間報告と今後の方向性

項目	令和8年度の取り組み成果等（見込み含む）	現在の進捗	令和9年度（案）	
			取り組み方針	具体的な連携事業
1. ＜ワンチーム＞ 国・県・市町村・関係機関の連携強化	・令和8年熊本地震及び令和8年8月記録的大雨における「チームとやま」による熊本県及び氷見市への派遣 ・県総合防災訓練 ・「避難行動のあり方」検討PT会議を4回開催（見込み含む）	概ね順調	・事前防災の推進 ・人材育成の充実強化 ・デジタル防災技術の活用 ・被災者に寄り添った支援 ・官民連携の推進	・市町村が実施する訓練への県リエゾン職員の派遣 ・市町村と連携した研修の実施
2. ＜人づくり＞ 災害対応力の向上	・防災士養成研修6回開催（見込み含む）及び学生枠の新設 ・防災士スキルアップ研修4回開催（見込み含む） ・地区防災計画策定研修会及びワークショップ5回開催（見込み含む）	概ね順調		・防災士養成研修及び防災士スキルアップ研修事業の実施 ・地区防災計画の策定及び見直し支援
3. ＜DX＞ 災害対応の迅速化・効率化と情報の一元化	・県総合防災訓練における避難所受付システムの実証及びドローンによる物資搬送の実施 ・孤立集落対策としてのドローン運搬に向けた地理情報の事前調査の実施予定	概ね順調		・ドローンを活用した孤立集落対策 ・デジタル技術を活用した災害関連情報の収集・訓練
4. ＜高品質＞ 避難所の生活環境の改善	・TKBS等の環境整備の促進 ・防災井戸整備費補助事業の実施 ・富山県災害ケースマネジメント協議会を3回開催（見込み含む）	概ね順調		・TKBS等の整備促進 ・防災井戸の整備促進 ・物流体制等の強化を図る訓練・研修の実施
5. ＜官民連携＞ 民間・県民参加の災害対応の促進	・避難場所となる民間事業所への資機材整備等の補助制度の創設 ・「災害派遣トイレネットワーク」に参画 ・災害対応車両導入補助制度創設	概ね順調		・民間事業者との災害時応援協定の締結及び実効性向上に向けた訓練・連携強化

「ワンチームとやま」連携推進本部　令和8年度連携推進項目のWG取り組み状況について

連携項目名	主な検討事項	担当部局	WG開催状況
鳥獣被害防止対策	・クマ被害防止対策のためのゾーニング設定 ・柿の木など誘引物の除去の意識醸成 ・クマ捕獲等の手当に関するあり方 ・捕獲の担い手の確保・養成	生活環境文化部	○第１回WG（4/13） ・各市町村における鳥獣被害の実施状況・課題について報告 ・R8連携事項の協議、意見交換、連携事項の決定 ○第２回WG(7/31） ・各取組み事項の内容の情報共有 ・今後の取り組みに向け市町村の意見を聴収 ○第３回WG（10/13） ・各取組み事項の進捗状況や今後の進め方の確認 ・市町村のクマ対策（誘因物除去、捕獲報奨金など）の状況共有 ・県から市町村に対してクマ対策の強化等を提案
人口減少対応 （関係人口の拡大・深化、移住・定住施策）	・移住希望者と地域の効果的なマッチング ・地域おこし協力隊の受入・連携促進 ・ふるさと住民登録制度を見据えた連携事項の確認 ・関係人口・移住検討者等を呼び込むための事業の実施 ・地域における受入体制の整備 ・情報発信の促進	知事政策局 地方創生局	○第１回WG（4/14） ・県における関係人口・移住施策の共有 ・R8取組み事項の協議、意見交換 ○第２回（8/6） ・地域おこし協力隊取組事例紹介 ・関係人口・移住検討者等を呼び込むための事業進捗共有 ・ふるさと住民登録制度開始に向けた施策の方向性協議 ○第３回（10/16） ・関係人口・移住検討者等を呼び込むための事業進捗共有 ・関係人口・移住施策に係る令和9年度県当初予算要求方針共有
災害対応・危機管理体制の連携・強化	①防災意識の普及啓発の強化 ②課題に対する対応策の検討 ③県及び市町村の連携方法の確認・強化 ④県及び市町村の取組みの情報共有	危機管理局	○第１回WG（4/14） ○第２回WG（8/19） ○第３回WG（10/27） 県事業の取組状況の説明及び意見交換を実施

資料２

R8.11.9　富山県教育委員会

小学校給食費の負担軽減及び学校外教育活動を含む教育支援（案）の検討状況

１　趣　旨

令和８年１月のワンチーム会議において、令和９年度以降に向けて、県と市町村が連携し、①県内市町村が小学校の給食費の無償化を実現できるよう県と市町村の分担により財源を確保すること、②経済的困窮世帯の小学生の様々な体験活動（スポーツ・文化など）への支援を検討することについて提案があったことを受け、支援案の検討状況を報告するもの。

２　小学校給食費の負担軽減について（案）

国基準額（R⑨5,400 円/月　※国において概算要求中）を上回る分について、県内の市町村給食費の平均額（学校数を基にした加重平均）を上限とし、県が 1/2 を支援

・県内の市町村給食費の平均額まで：県 1/2、市町村 1/2

・県平均額を超える分：市町村又は保護者負担（市町村の判断）

３　学校外教育活動を含む教育支援について（案）

経済的困窮世帯（生活保護世帯、要保護世帯、準要保護世帯）の小学生を対象に、市町村の事務負担にも考慮したうえで、学校外教育活動等を支援

内容：①現在実施している就学援助制度の拡充

②新たに学校外教育活動（スポーツ活動、文化活動など）を対象に追加

※①又は②のいずれか１つを、①と②の両方実施は、市町村の判断

※定額による支給も可

負担割合：

区　分	生活保護世帯	要保護世帯	準要保護世帯
ア.小学校給食費の国基準額相当分まで	県 1/2、市町村 1/2		市町村 10/10
イ.上記２の県平均額相当分まで	県 1/2、市町村 1/2		

令和８年10月29日　県部局長会議資料

資料３

不正アクセスによる情報漏えい等の主な要因と対策

入られない（侵入の防止）

1 ウェブシステムの脆弱性の悪用



修正プログラムを適用せず放置した弱点から侵入される

対策

- 修正プログラムの速やかな適用
- サポート終了製品を使わない
- 不要なシステム・機能の停止

2 委託先を通じた侵害



対策の弱い委託先を足掛かりに侵入される

対策

- 委託先・再委託先の対策状況の確認
- 契約に報告義務等を明記（県モデル契約書に明記）
- 渡す情報・権限は必要最小限に

入られても広げない（被害の最小化）

3 不十分なデータ管理



不要な情報や過剰な権限により被害が拡大する

対策

- 不要な情報の削除・廃棄
- アクセス権限を必要最小限に
- 不要なアカウントの無効化

出典：内閣官房国家サイバー統括室「不正アクセスによる漏えい等の事案を踏まえた対応について」（令和8年10月9日）をもとに作成

不正アクセスによる漏えい等の事案を踏まえた本県の対応

① 県が管理するウェブサイト等の点検

対象　庁内で管理しているウェブシステムや県公式ホームページのほか、各部局が事業（イベント、キャンペーン等）の一環として構築したウェブサイト等

国通知に示された事項の確認を徹底

脆弱性対応	修正プログラムの速やかな適用、サポート終了製品を使わない
不要なサイト	イベント終了後など、使っていないサイト・機能の停止・削除
ログイン管理	ログイン機能があるものは多要素認証を導入（未導入の場合は導入を検討）
情報の最小化	不要な個人情報等を収集しない、利用目的を終えた情報は削除

委託事業者にも周知し、対応の徹底を促す
（業務終了後の委託先でのデータ削除を含む）

② 県内事業者への注意喚起

事業規模にかかわらず次の対策をお願いしたい。

- 修正プログラムの速やかな適用
- パスワードの使い回し防止・多要素認証
- 委託先の対策状況の確認
- 不要な情報の削除

国の相談窓口（富山県よろず支援拠点）
※　中小企業・小規模事業者向け

③ 県民への注意喚起

二次被害防止のため下記の対策をお願いしたい。

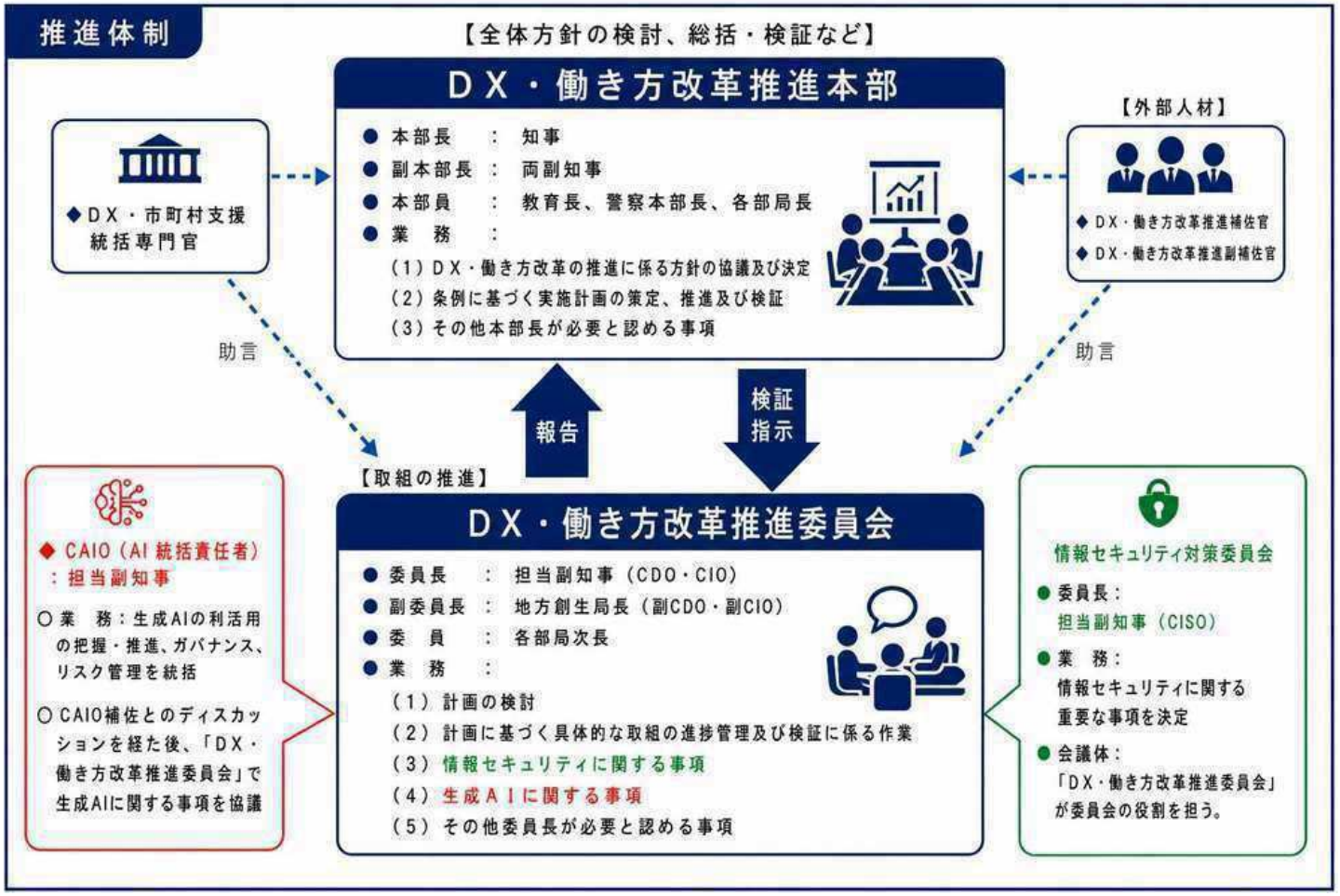
- パスワードを使い回さない
- 身に覚えのない事業者からのメール等に記載されたＵＲＬにはアクセスしない（公式サイト等で確認）
- 不安な時は消費者ホットライン「188」や警察相談専用窓口「＃9110」等に相談

県消費者生活センターＨＰ（注意喚起）
https://www.pref.toyama.jp/1731/261028joho_ryusyutsu.html

不正アクセスによる情報漏えい等に関する主な相談窓口

対象	窓口	相談内容	電話番号	所在地等
中小企業・小規模事業者	「サイバーセキュリティ特別相談窓口」（富山県よろず支援拠点） ※実施主体　経済産業省	情報セキュリティ対策を含む経営相談	076-444-5605	富山市高田527番地 情報ビル1F （公財）富山県新世紀産業機構内
県民	富山県消費生活センター	不正アクセスによる個人情報漏えいに関する消費者相談	076-432-9233	富山市湊入船町6番7号 富山県民共生センター1F
	消費者ホットライン	不正アクセスによる個人情報漏えいに関する消費者相談	188	※最寄りの消費生活センター等に着信
	警察相談専用窓口	不正アクセスによる被害に関する相談	#9110	※発信地を管轄する各都道府県警察本部等の総合窓口に着信

（参考）　　DX・働き方改革推進本部体制図



別添１

不正アクセスによる漏えい等の事案を踏まえた対応について

２０２６年１０月９日
内閣官房国家サイバー統括室

国家サイバー統括室では、ウェブシステムに係る脆弱性の悪用、サプライチェーンを通じた侵害、堅牢さを欠くデータ管理などにより、大量の個人情報を取り扱う事業者等の情報システムが不正アクセスにより侵入され、個人情報を含むデータが窃取される事案を複数確認しております。

こうした状況を踏まえ、特に、大量の個人情報を取り扱う事業者や機微な情報を取り扱う事業者等におかれましては、以下にお示しする主な対策のポイントをご参照いただき、より一層の対策の徹底を速やかに検討いただくようお願いいたします。

１．ウェブシステム等の適切な管理

ウェブシステムは、企業活動や顧客サービスの基盤として不可欠な存在となっています。一方で、インターネットに公開されているシステムは特に攻撃の対象となりやすいため、「いつ攻撃を受けてもおかしくない」という前提で対策を講じることが重要です。

（１）脆弱性の適切な管理

脆弱性情報が公表されると、攻撃者は短期間のうちに悪用を開始する場合があります。修正プログラムの適用を後回しにせず、インターネットに公開されていない内部のサーバ等も含め、リスクを適切に判断し、計画的かつ迅速に対応することが求められます。

・OS、ミドルウェア、CMS（コンテンツ・マネジメント・システム）、アプリケーション等のセキュリティパッチやアップデートを速やかに適用する
・サポートが終了している製品・バージョンを利用しない
・利用していないシステムや機能は停止・削除する
・定期的に脆弱性診断等を実施する
・不要なポート、プロトコル、サービス等を無効化する

（２）アカウント管理・認証

適切な認証対策により、不正アクセスのリスクを大幅に低減させることが可能です。

・多要素認証（MFA）を導入する
・推測されやすいパスワードの使用を禁止する
・管理者アカウントの利用者、アクセス権を必要最小限にする
・退職者、異動者や利用されていないもの等の不要なアカウントを速やかに無効化する

（３）レジリエンスの向上

侵入を完全に防ぐことは困難です。不審な挙動の早期発見と迅速な対応が被害発生及び拡大の防止につながります。

・ログを適切に取得・保管する
・不審な通信や大量のアクセスを監視する
・侵入検知・防御システムを活用し、パターンファイル等を定期的に更新する
・外部からの異常な認証試行を把握する
・事業継続計画等にサイバーセキュリティを組み入れる
・インシデントが起きた場合の対応態勢を整備する

２．サプライチェーンを通じた侵害への対策

サイバー攻撃への対策は、自社システムのみを対象として考えるのではなく、個人情報や業務情報を預ける委託先企業等を含むサプライチェーン全体で安全性を確保する観点で取り組むことが重要です。攻撃者は、比較的防御が弱い委託先企業等を足掛かりとして侵入し、その後、標的となる企業へアクセスを拡大する手口を用いることがあります。そのため、「委託先企業と共に管理する」という認識の下で、適切な安全管理措置を講じることが求められます。

（１）委託先企業等のセキュリティ対策状況の把握

・委託先等の情報セキュリティ方針、管理体制や委託先等との役割分担・責任分界を確認する
・個人情報や業務情報の取扱状況を定期的に点検する
・セキュリティ認証の取得状況や監査結果を確認する
・再委託先を含む管理状況を把握する
・契約締結時だけでなく、継続的に確認を行う

（２）委託契約におけるセキュリティ要件の明確化

・情報の取扱方法を明確に定める
・アクセス権管理やログ管理の実施を求める
・不正アクセスや漏えいが発生した場合の報告義務を規定する
・インシデント発生時の委託先との連携体制を整備する

（３）情報共有範囲の適正化

・委託先へ提供する個人情報や業務情報を必要最小限とする
・業務終了後の委託先でのデータ削除を徹底する
・委託先に付与するアクセス権を適切に管理する

（4）サプライチェーン全体のリスクマネジメント

・重要な取引先や委託先を洗い出す
・サプライチェーンを含めた情報資産の流れを可視化する
・サプライチェーン上の重要な依存関係を把握する
・定期的にリスク評価を実施する

3．データの適切な管理

企業が保有する個人情報や業務情報は、重要な経営資産です。一方で、不必要な情報の保有や、アクセス権限の管理や保管方法が不十分である場合には、不正アクセスを受けた際に被害が大規模化するおそれがあります。また、近年の攻撃者は、窃取した情報を公開すると脅迫したり、不正に売買するなど、情報そのものを標的とする傾向を強めています。そのため、「保有する情報資産を守る」という視点に立った安全管理措置が求められております。

（1）保有する情報資産の適切な管理

どのような情報資産を保有しているのか把握できていなければ、適切な保護措置を講じることはできません。まずは、自社が保有する情報資産の全体像を把握することが重要です。

・個人情報や業務情報の所在や管理者を把握する
・重要な情報資産を分類し、管理対象を明確にする
・利用目的や保存期間を明確にする
・定期的に情報資産の棚卸しを実施する

（2）保有情報の最小化

万が一情報漏えいが発生した場合でも、保有する情報が少なければ被害の拡大を抑えることが可能です。

・利用目的を終えた情報は速やかに削除する
・法令上の保存期間を経過した情報は適切に廃棄する

（3）適切なアカウント管理・アクセス制御

必要以上の権限が付与されている場合、不正アクセス時に大量の情報が一度に取得されるおそれがあります。

・業務上必要な者のみにアクセスを許可する
・閲覧権限と更新権限を適切に分離する
・管理者権限の付与を必要最小限とする
・定期的にアカウントや権限設定を確認する

（4）データ保護の徹底

情報が窃取された場合であっても、適切な保護措置が講じられていれば悪用のリスクを低減することができます。

・保存データを暗号化する
・通信経路を暗号化する
・パスワードや認証情報を平文で保存しない
・外部電磁的記録媒体の利用やデータ保存等に関するルールを整備する
・バックアップデータについても適切に保護する
・クラウドサービスを利用する場合は、サービス仕様を理解し、保存領域やデータベース等の公開設定及びアクセス権限設定をよく確認する

（５）ログ取得・監視・分析の強化

不正アクセスを早期に発見し、被害範囲を迅速に特定するためには、適切な監視・分析体制が不可欠です。また、不正侵入される事案が複数確認されている状況に鑑み、不審な通信や大量のアクセスの痕跡がないか、アクセスログ等の点検・分析を実施することを推奨します。

・個人情報や業務情報へのアクセス記録を取得する
・不審なアクセスや大量データの取得を監視する
・ログを一定期間保管する
・異常を検知した場合の対応態勢を整備する

サイバー攻撃による被害は、もはや情報システム部門だけの問題ではありません。不正アクセスによって個人情報や業務情報が流出した場合、事業停止、顧客対応など、多方面にわたる経営リスクへと発展する可能性があります。AI の悪用を含むサイバー攻撃の手法が高度化・巧妙化する中、経営層の皆様におかれましては、サイバーセキュリティ対策を経営課題と位置づけ、必要な投資や人的体制整備を含む対策の強化をお願いいたします。

また、被害にあわれた組織にあっては、更なる攻撃被害の拡大を防ぐため、サイバー攻撃に関する技術的な情報を、内閣官房国家サイバー統括室や所管省庁、専門機関等に速やかに共有いただけますよう、何卒ご協力をお願いいたします。

（参考資料）

・重要インフラのサイバーセキュリティ対策のための統一基準
・重要インフラのサイバーセキュリティに係る安全基準等策定ガイドライン
・サイバーセキュリティ経営ガイドライン Ver3.0 実践のためのプラクティス集
・サイバーセキュリティ人材フレームワーク 2026

以上

サイバーセキュリティ緊急対策パッケージ（概要）

令和８年11月6日 サイバーセキュリティに関する関係閣僚会議決定

- サイバー攻撃による情報漏えい等が相次ぎ、国民生活・企業活動に大きな不安と影響
- 既知の脆弱性の放置、ウェブサイト等の設定不備、アプリケーション開発時のセキュリティ対策の不足など、自組織・委託先の**基本的な対策の不備が多くの事案に共通**
- AIの進展により、こうした隙が短時間かつ大規模に突かれることから、**特定の組織・業界に限らず我が国社会全体**で対応することが必要

あらゆる組織が基本的な対策を当たり前に講じることで、被害を予防することができ、サイバー攻撃を受けたとしても、官民が情報を共有していち早く対処し、迅速に支援を受けて立ち直ることができる世界最高水準のサイバーレジリエンスを確保した社会 を目指す

対策の考え方

情報の集約・分析と、その結果の対策への活用という循環を作ることで社会全体のサイバー対処能力の向上につなげる



1. AIも活用した基本的な対策の徹底
3. サイバー攻撃への対処の戦略的な実施
4. 被害者支援・被害拡大防止策の強化
2. 情報収集・集約、捜査・分析体制の強化

- 早期に実施又は着手できる施策を中心に、４つの柱の下に取りまとめ、スピード感をもって実施
- 情報収集の在り方を含む制度面の整備、政府の基準の見直し、ベンダとその契約事業者のシステム関連契約の在り方の周知、政府システム等のサプライチェーンにおけるリスク点検とこれを踏まえた対応、高性能AIのサイバー攻撃への悪用や量子技術の進展など将来の脅威への備えといった中長期的な課題についても検討

１．AIも活用した基本的な対策の徹底

【現状・課題】
- 昨今の漏えい事案の多くは、基本的な対策の徹底で防止・軽減が可能。AIにより脆弱性の発見から攻撃までの時間が短縮し、未知の脆弱性も悪用され得る中、被害の規模を抑える対応も必要

【目指す方向】
- あらゆる組織が基本的な対策を「当たり前」に講じる社会へ

基本的な対策を「当たり前」に	• 最近の情勢を踏まえ、ウェブサイト・モバイルアプリの基本的な対策について注意喚起【国家サイバー統括室】
攻撃を受けたとしても被害を最小限に	• 不要な個人データの消去を求めるとともに、安全管理措置ガイドラインを改正（R9.1中の施行を目指す）【個人情報保護委員会】 • 画像による本人確認に代え、マイナンバーカード等のICチップによる安全かつ確実な本人確認の利活用場面を拡大【デジタル庁・関係省庁】
AIを活用し、攻撃者より先に脆弱性を見つけて塞ぐ	• IPAにトップガン人材チームを立ち上げ（11月中）、ペネトレーションテストの実施を民間企業を含め推進【経済産業省】 • 政府の情報システムについて、システムを構成する機器・ソフトウェアを把握・管理するとともに、AIを活用した脆弱性診断を前倒しで実施【国家サイバー統括室・デジタル庁・関係省庁】 • 地方公共団体にAI脆弱性診断等を要請し、自治体サイバーセキュリティサポートチームが全ての団体の取組を支援【総務省】 • AISIの機能を強化し、英国AISIとも連携して高性能なAIモデル等のサイバー攻撃性能を評価・共有【内閣府】

２．情報収集・集約、捜査・分析体制の強化

【現状・課題】
- 政府機関等や重要インフラに限らず幅広い事業者が被害に遭う中、政府だけでは攻撃の兆候を捉え、攻撃主体・手口を解明する情報と分析力に限界

【目指す方向】
- 民間の力も活用して政府の情報集約・分析能力を高め、攻撃の兆候を先回りして捉え、その結果を社会に還元する循環を常に機能させる

民間の情報・知見を政府に集める	• セキュリティベンダ・クラウド事業者のサイバー協議会への参加や、海外大手・フロンティアAI企業との連携により、攻撃関連情報・脆弱性情報を早期に集約【国家サイバー統括室・総務省】 • 重大な被害事案は関係省庁が被害事業者から迅速に情報を収集して国家サイバー統括室に報告。SCS評価制度の取得企業にも関係情報を求めることが可能な仕組みを導入【国家サイバー統括室・経済産業省・関係省庁】
政府自身の分析能力を高める	• 「A2B攻撃」を特定したNICTの分析能力を強化するとともに、AIエージェントによる攻撃も再現・分析可能な環境の構築に着手【総務省】
サプライチェーンで被害を連鎖させない	• IPAにおいてNICTとも連携しつつ、攻撃を24時間365日監視する観測網の実証を開始【国家サイバー統括室・経済産業省・総務省】
捜査で攻撃主体・手口を解明する	• 捜査・実態解明を通じた将来の被害防止の観点から、所管企業に対し、被害の通報とログ等の証拠の提供を要請【国家サイバー統括室・警察庁・関係省庁】

３．サイバー攻撃への対処の戦略的な実施

【現状・課題】
- 高速化・大規模化するサイバー攻撃に追いつくためには、被害が顕在化する前にサイバー攻撃を把握し、対応する必要。また、攻撃の基盤が残る限り被害が続くおそれ。

【目指す方向】
- 潜在的な被害のおそれの段階から官民一体でシームレスに対処し、同盟国・同志国と連携して攻撃者にコストを賦課し続ける

事案に応じたシームレスな対応	• 国家サイバー統括室が、被害の状況、攻撃の背景・手法、対策状況等を踏まえて、政府による対応の必要性・緊急性を判断した上で、事案の内容や段階に応じて、官民それぞれの能力を活用して、シームレスな対応を行う。 ＜潜在的な被害のおそれがある場合＞ 能動的に接触し、侵害の早期発見と対策を促進 ＜支援の必要性が特に認められる場合＞ 民間の専門機関とも連携し、官民の専門人材チームを派遣 ＜重大な事案＞ 複数の省庁等の職員からなる専門人材チームを派遣し、必要な支援等を実施 【国家サイバー統括室・内閣官房・警察庁・防衛省・関係省庁】 連携 • 警察に新設する「ファスト・フォレンジック・フォース（仮称）」で、ログの保全等の初動的な措置を確保【警察庁】 ＜中小企業等の被害＞「サイバーセキュリティお助け隊サービス」に復旧・バックアップ等の支援メニューを追加し、初動から復旧まで一貫して支援【経済産業省】
攻撃を能動的に探索し、基盤を断つ	• 事業者等に脅威ハンティングを働き掛け、マニュアル・検知ツールを提供（年内目途）【国家サイバー統括室・警察庁・防衛省】 • アクセス・無害化措置を含む手段を戦略的に選択・実行し、攻撃インフラのテイクダウンや踏み台機器への対策を推進【国家サイバー統括室・内閣官房・警察庁・防衛省・総務省】
同盟国・同志国との連携	• 外国のサイバーセキュリティ当局や捜査機関その他の関係機関との「顔の見える関係」を構築し、国際共同捜査やパブリック・アトリビューション等を推進【国家サイバー統括室・警察庁】

４．被害者支援・被害拡大防止策の強化

【現状・課題】
- 被害に遭っても、何が起きたのか、どこに相談し何から手を付ければよいのかが分からず、孤立したまま対応を迫られている
- 漏えいした個人情報を悪用した詐欺電話・フィッシング・なりすまし、偽・誤情報の拡散などの二次被害が、事案のたびに起こり得る

【目指す方向】
- 被害に遭った組織・個人を孤立させず、どこに相談しても必要な支援につなげ、国民が正しい情報で自らを守れるようにする

迷わず相談・支援につなぐ

＜事業者向け＞ 警察の法人被害の専用窓口に加え、IPA・よろず支援拠点等の無料相談や業所管省庁の分野別窓口を設置【警察庁・経済産業省・関係省庁】

＜個人向け＞ 地方公共団体の消費生活センター（188）を総合的な入口とし、個人情報流出の被害に遭った方や不安のある方向けに相談内容に応じた各種窓口を官邸ホームページで案内【内閣広報室、総務省、消費者庁、関係省庁】

- 国家サイバー統括室を中心に、共通の対処手順や最新の手口情報等を各窓口と共有し、窓口間で連携して、どこに相談しても必要な支援につなげる【国家サイバー統括室、関係省庁】
- 全国約６万人のデジタル推進委員がサイバーセキュリティの研修を受講し、デジタルに不慣れな方に助言・支援【デジタル庁】

必要な情報を確実に届ける

- 対象と目的に応じて情報を発信（例：経営層には事案の影響の大きさや切迫度、専門家には直ちに講じるべき技術的な対応等）【国家サイバー統括室・関係省庁】
- 「サイバー対応特設サイト」（10/30開設）で、相談窓口・注意喚起など必要な情報を一元化し、分かりやすく案内【国家サイバー統括室】

二次被害を防ぐ

- 国外由来を含む偽・誤情報に対し、業所管省庁と連携して注意喚起・正確な情報を迅速に発信するとともに、通信事業者によるアクセス抑止策の在り方を検討【国家サイバー統括室・内閣官房・内閣府・総務省・政府広報室・関係省庁】

令和8年度第3回「ワンチームとやま」連携推進本部会議

資料4

未来へつなぐ行政サービスのあり方検討会について

未来へつなぐ行政サービスのあり方検討会概要

- 人口減少・少子高齢化やデジタル技術の進展など社会経済情勢の変化
- 多様化・複雑化する県民ニーズへの対応

人口減少社会等へ適応するため、
持続可能な行政サービスのあり方を未来志向で検討

「未来へつなぐ行政サービスのあり方検討会」を設置（R7.5.30）

○検討の方向性と内容

◆**将来的な人口減少等を念頭**に、10年先（2035年）のあるべき姿を描き、今から取り組むべきこと、中長期的に検討すべきこと等を**バックキャストで幅広に議論**

◆**市町村や民間等も含めた広域的な視点**で、県全体を俯瞰し、**行政組織の枠組みにとらわれない**議論

◆**限られた人的・財政的資源の有効活用**など、**ソフト・ハード両面**において**行政サービスのあり方・方向性を議論**

○Ｒ７年度の検討状況

5/30　第１回検討会（本県の現状、議論の方向性）
7/31　第２回検討会（公共施設、インフラ施設）
10/10　第３回検討会（公共インフラ施設、農業分野）
2/6　第４回検討会（中間とりまとめ素案）
3/24　検討会中間とりまとめの公表

○Ｒ８年度の検討状況

5/1　第５回検討会（中間とりまとめ概要、R⑧取組み）
10/16　第６回検討会（ R⑧取組み、県有施設等）

※次回は年明けの開催を予定

検討会の中間とりまとめを踏まえた今年度の取組み①

＜検討会での議論の整理　ー ソフト面 ー＞

※中間とりまとめ（抄）

○人材資源・ノウハウの共有化（サービスを提供する人や方法からなるソフト面に着目）

・AI・デジタル技術等を最大限活用し、生み出された余力で人にしかできない業務に重点化

＜特に専門職について＞　※災害時・緊急時と通常時との場合分け

（1）災害時、緊急時の対応

➢ 経験・ノウハウを蓄積した人材をプールし、必要に応じて派遣することも必要

（2）通常時

➢ 業務内容や類似性、適正規模等を考慮し、県・市町村間の役割分担を整理。
県内リソーストータルでどう効率化を図れるか、働き方改革の面も含め検討してはどうか。

＜現在取組み中のもの＞

➢ 地域の農業経営基盤の強化 ・・・・・・ 週に数日、県普及指導員が氷見市庁舎内のサテライトデスクに駐在し、農業者からの相談等に対応

➢ 災害時応援体制（ADST）の構築 ・・・ 農業用施設等に関する災害発生時の相互応援体制を構築（県・市町村・土地改良区等が参画）、合同研修等

➢ 地域での日本語教育の推進 ・・・ 市町村と連携し、初期日本語教室（オンライン教室）を開催

総務省「広域連携モデル構築事業」の実施状況

① 地域農業経営基盤強化促進計画に関する事務

（氷見市と連携）
【農業技術課】

- 氷見市庁舎に高岡農林振興センターのサテライトデスクを設置
- 週に数日、県普及指導員が駐在し、市との連携による地域計画のブラッシュアップ等を実施（現地指導の効率化）

＜事業の成果及び進捗状況＞
✓ 氷見サテライトデスクを開設【5/26】
⇒令和８年８月の記録的大雨の被害に対する相談体制強化のため、9/1から10/2までの間、受付体制を週２日から週５日に拡充
✓ 氷見サテライトデスクの来訪者数：R8.9月末現在 延べ47人（参考：同期間ｾﾝﾀｰ来訪者数/高岡班15人・射水班8人・小矢部班0人）

② 農業用施設等における災害対応に関する事務

（15市町村と連携）
【農村整備課】

- 災害発生時の相互応援体制を構築（被災市町村を、被災していない市町村・県などが支援）
- 平時における合同研修、市町村への技術支援など

＜事業の成果及び進捗状況＞
✓ 農業農村連携応援体制（ADST：エーデスト）の設立総会を開催【8/5】
✓ ADSTの枠組みを活用し、令和８年８月の記録的大雨で被災した氷見市を県や他の市町村などが支援【8～9月】
✓ 県、市町村などによる合同研修の実施【9月】

③ 地域日本語教育の推進に関する事務

（15市町村と連携）
【多文化共生推進室国際課】

- 初期日本語教室体験会（オンライン教室）の実施
- 外国人住民の学習ニーズや課題の調査など

＜事業の成果及び進捗状況＞
✓ 富山県地域日本語教育推進会議の開催【第１回：7/27】
✓ 初期日本語教室体験会（オンライン教室）の開催【小矢部会場：8/24、滑川会場：8/29】

農業農村連携応援体制（ADST）の概要

②農業用施設等における災害対応に関する事務

〇大規模災害時に「チームとやま」のスキームを活用し、県と被災していない市町村や土地改良区等が一体となって相互に連携応援する体制を構築するため、関係機関による協議会を設立し８月５日から運用開始。
〇また、平時からの技術力向上として、４月から農林振興センターに相談窓口を設置するとともに、今後実践的な合同研修を開催する予定。

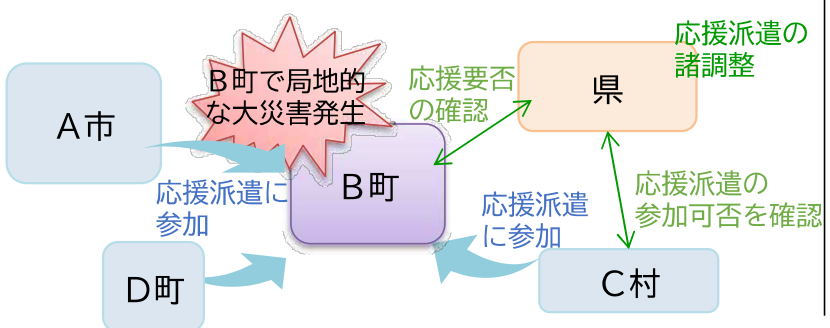
県が司令塔となる相互応援体制ADST

相互応援体制（ＡＤＳＴ:エーデスト）

司令塔：県(本庁)
構　成：県(センター)、
被災していない市町村、土地改良区等
（ＡＤＳＴ：農業農村Agriculture and rural areas
災害Disaster 相互応援Support 体制Team）

班　班　・・・・・　班

〔応援協力　：　県土連、設計コンサル〕



「ワンチーム」での災害応援や合同研修による効果

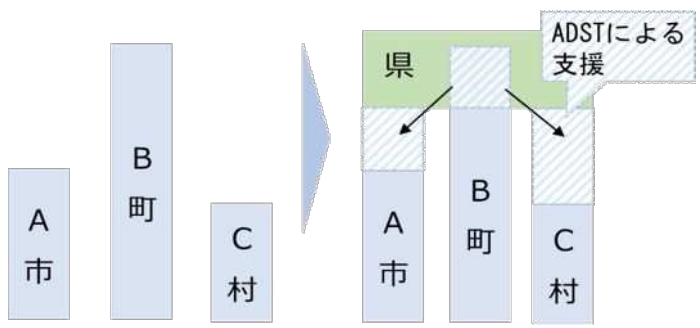
全体	災害対応能力の強化、人材育成、関係機関との連携強化
県	迅速に被害の全容を把握できる
市町村	大規模災害時の現地調査のマンパワー不足を解消できる
改良区	管理する土地改良施設の被害把握と早期復旧に繋がる

<従前>

・局地的な災害により市町村の業務量が偏在

<改善後>

・相互応援で偏在する業務量を平準化
・大規模災害時は、県も司令塔機能に限らず市町村を支援



農業農村連携応援体制（ADST）の運用　～令和8年8月27日からの大雨への対応～

②農業用施設等における災害対応に関する事務

〇令和８年８月27日からの大雨により特に被害の大きかった氷見市内において、９月10日からシステム研修を行い、同14日から県、11市町、県土連、４土地改良協議会等が協力して、毎日約60人体制で現地調査を実施。
〇延べ300名以上による１週間の現地調査により、氷見市内において約1,600箇所の被害を把握。今後県は国へ被害報告し、国の支援を受けながら、１箇所でも多くの早期復旧を目指す。
※県及び関係団体は、発災直後の27日から十二町潟排水機場の排水対応や農業用ため池被災調査で氷見市を支援

➢ 令和８年８月27日からの大雨での応援に至る経緯

時系列	経　過
8月 5日	農業農村連携応援体制推進協議会　設立
8月27日	未明より県内で線状降水帯が発生、特に氷見市で甚大な被害が発生していると報道発表 国、県による十二町潟排水機場の排水支援（27日～）
8月31日	氷見市から県へ被災状況調査の応援要請
9月 1日	ADST発動を決定、同日14市町村にADSTへの参加を打診
9月1～7日	県、県土連によるプッシュ型で農業用ため池の被災調査及び被災ため池の水位低下作業
9月 7日	ADSTについて11市町、19土地改良区から応援参加の回答
9月10～11日	被災状況調査で用いる災害システムの操作説明会
9月14～18日	氷見市土地改良区で出発式9/14、ADSTによる調査

➢ ADSTにおける関係者の役割

県	・現地対策本部の総括 ・現地調査班のリーダー役
市町村 土地改良区	・現地調査班
県土連	・現地調査班（専門知識を要する電気施設等の点検） ・現地対策本部での災害システムの運用支援

➢ 活動内容

・毎日約60人体制で、136集落の現地調査を実施
・地元代表者の案内や災害システムのナビ機能で被災箇所まで移動
・現地では被災範囲を計測し、写真を撮影
・計測結果は災害システムにより即時本部へ共有

11市町村（魚津市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市、上市町、立山町、入善町、朝日町）
４土地改良協議会（東部、富山、高岡、砺波）、県土地改良事業団体連合会
ADST参加人数　延べ301名、　現地調査班　延べ92班


出発式（氷見市土地改良区）


現地対策本部


現地調査の様子（農地の崩落）


災害システムを利用した報告

検討会の中間とりまとめを踏まえた今年度の取組み②

＜検討会での議論の整理　ー ハード面 ー＞

※中間とりまとめ(抄)

○施設・インフラの適正・最適化（サービスを生み出す礎となるハード面に着目）

・公共インフラのあり方　～ネットワークで機能することに配慮～
- ➢ インフラを新しくつくることから、維持・修繕中心にシフトしていく必要
- ➢ 事例を積み上げ、優先順位づけのルールづくりが必要(富山市等の先進例を参考)
- ➢ 県民・利用者目線で、管轄を越えた一体管理(群マネ等)などの検討が必要

・公共施設マネジメント
- ➢ 主に職員が利用、オンライン等で代替可能な窓口 ⇒ ハードの集約・統合もあり得る。
- ➢ 施設に来ることに意義のある場所 ⇒ 機能・ソフト面で官官連携・分担もあり得る。
- ➢ 県全体で適正規模・配置を考えることも視野に （市町村に負担を押し付けない）

＜現在取組み中のもの＞

- ➢ 公共インフラのあり方検討 ・・・ インフラWGを設置し、道路・橋梁を中心に持続可能なインフラマネジメントのあり方や、インフラの「自分ごと化」について検討
- ➢ 群マネの試行 ・・・・・・・・・・・・ 県道と市道の維持管理業務(パトロール、路面補修)を一体的・効率的に行う「群マネ」を魚津市で試行
- ➢ 公共施設管理方針の改訂 ・・・ 市町村との方向性の共有、オール富山での数値目標を検討

未来へつなぐ持続可能なインフラマネジメントのあり方検討WG

趣旨・目的

持続可能なインフラマネジメントのあり方をテーマに、まずは道路・橋梁を中心にその方針について議論するもの

・限られた予算や人員の中で、激甚化・頻発化する自然災害や加速化するインフラ老朽化への対応が求められるなか、現在の行政サービス水準を将来に渡って維持し続けることが困難となっている。
・R7年度に実施したあり方検討会では、「新しいインフラを造るより今あるインフラを活かすことに方針転換すべき」や「インフラの量を縮減し、持続可能な省インフラ型社会への移行を推進すべき」との意見が大勢を占めた。

議論の方向性

〇多数の橋梁をどのように維持管理・更新していくべきなのか。
〇インフラの将来像の「自分ごと化」を推進するためには、どうすればよいのか。

開催時期（予定）・議題（案）

4月21日　第1回WG　・富山県におけるインフラの現状と課題について
・WGでの議論の方向性

8月19日　第2回WG　・第1回ワーキンググループの振り返り
・橋の維持管理・更新の方向性
・インフラの「自分ごと化」企画について

（以下、予定）

R9年1月頃　第3回WG　・第2回WGの深掘り、10月開催のイベントの評価と今後の展開等

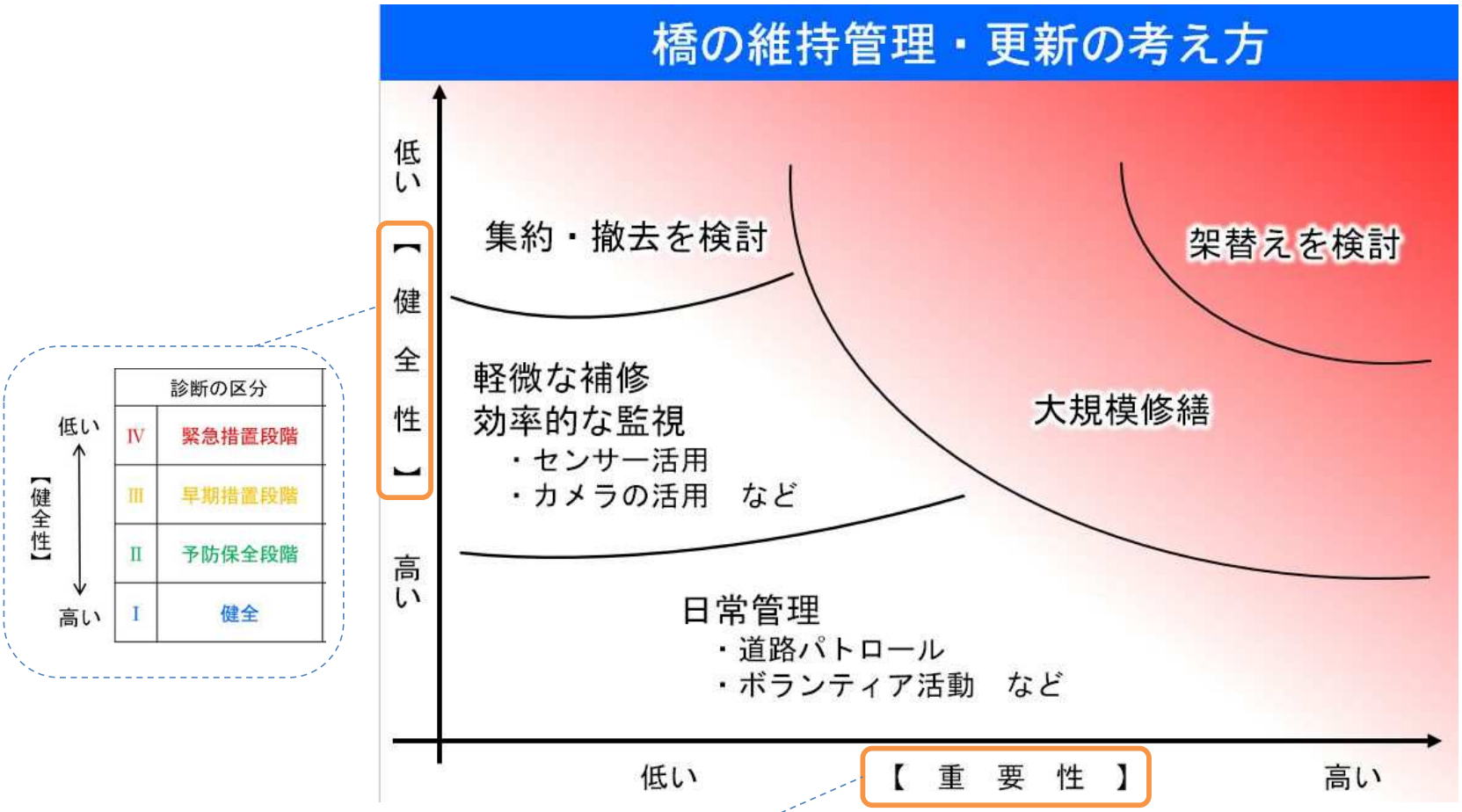
4月頃以降　第〇回WG　・検討のとりまとめ

インフラマネジメントのあり方（橋の維持管理・更新の考え方）

「健全性」と「重要性」から判断

（点検結果に基づく状態）　（社会経済への影響等）

令和8年8月19日、第2回未来へつなぐ持続可能なインフラマネジメントのあり方検討WG資料を加工



【健全性】	診断の区分	
低い	Ⅳ	緊急措置段階
	Ⅲ	早期措置段階
	Ⅱ	予防保全段階
高い	Ⅰ	健全

社会経済への影響、生活者の視点、災害時の道路ネットワーク、橋の長さ、大型車をはじめとした交通量などを考慮した【指標】を設定し、総合的に判断

群マネの試行（魚津市と連携実施）①

これまでの経緯

R6年度～　国や市町村とインフラメンテナンス勉強会を開催（３回）

R8年度～　<u>魚津市と連携実施</u>



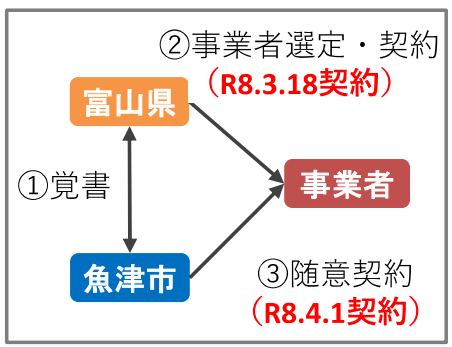




県道 107km ✖ 市道 幹線等39km（全体417kmの内）

・道路維持管理業務（パトロール、路面補修）
・クラウド型システムを用いた維持管理情報の共有

期待する効果



＜連携スキーム＞

○事業者側の業務効率化
- パトロールの効率化
- 県道、市道の区別なく近隣箇所の修繕を実施

○発注者側の発注手間の軽減
- 県はパトロールと小規模修繕をまとめて発注
- 市は覚書に基づき、県が選定した業者と随契

群マネの試行（魚津市と連携実施）②

パトロールの効率化

連携前（R8.3.27実績）
※市は連携後のコースを走行すると想定

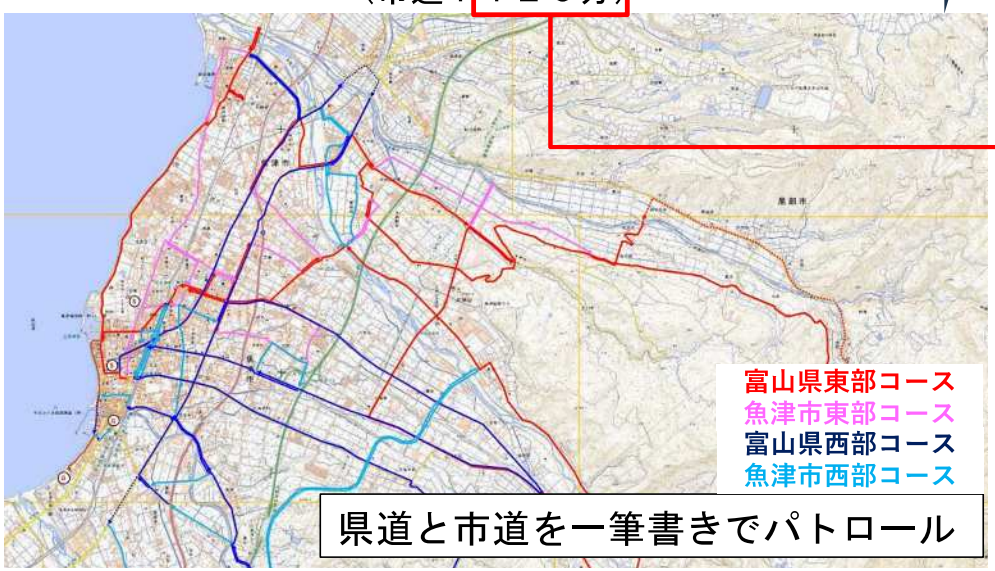
総走行距離：約１９８ｋｍ
（県道：西７３ｋｍ、東６４ｋｍ）
（市道：６１ｋｍ）

総作業時間：約５０３分
（県道：西２１０分、東１７３分）
（市道：１２０分）

連携後（R8.4～6までの実績平均）
※13回実施

約１８４ｋｍ
（県・市道：西９４ｋｍ、東９０ｋｍ）
14.1ｋｍ減少（累計183ｋｍ減少）

約４５９分
（県・市道：西２４４分、東２１５分）
４４分短縮（累計570分短縮）



県道と市道を一筆書きでパトロール

市は直営で行っていたパトロールに要する時間を**別業務に従事**できるようになった

路面補修や草刈り除草、街路樹薬剤散布など（累計1,560分）

県有施設等に関する現状と課題（県有施設等）

長寿命化計画の体系図

インフラ長寿命化基本計画【国】 H25.11
「地方公共団体は『行動計画』と『個別施設計画』を策定する」

H26.4総務省「公共施設等総合管理計画」策定要請
※都道府県、市町村へ要請

「富山県公共施設等総合管理方針」策定 H28.2

公共施設等をとりまく様々な現状や課題を踏まえ、総合的に管理する基本的方針
（H30.7 及び R4.3改訂） 現行計画：R4（2022）～R13（2031）

(参考)その他類型
・スポーツ施設
・インフラ系
・公営企業会計施設
・警察施設

県営住宅 / 文化施設 / 庁舎等 / 学校施設

← 個別施設計画（類型別計画）
・各施設所管所属が作成
・庁舎等については、財産管理室が所管し「富山県庁舎等個別施設計画」を策定
R3（2021）～R12（2030）

A庁舎 / 本庁舎

⇒ 一部は個別に議論

← 中長期保全計画（施設別計画）

Ｒ８改訂、数値目標を明記する方向で検討

必要な機能・サービスのあり方を踏まえ、持続可能で、分野横断的観点や行政組織の枠にとらわれないオール富山の観点で、「省インフラ(省施設)」の取組みを検討

＜数値目標の考え方＞
○ 2060年までの人口推計をベースに単純計算すると、将来的に施設保有総量も現在比で約30%～40%の規模の適正化が求められる。
○ 公共施設に係る県民1人当たりの実質的な負担を、現在の水準を基準として、長期的かつ安定的に推移させることを目標としてはどうか。

＜県立文化ホールに関する課題等＞
○ 県立文化ホールの多くが開設から年数が経過しており、老朽化や将来的な維持管理が課題
○ 中長期的視点に立った文化ホールのあり方や、オール富山での最適配置などを追求していくうえで、特に、富山市内において県立以外の施設も多く存在することから、各施設の機能、収容人数、利用実態などを踏まえ、より詳細に検討していく必要があるのではないか。